

概要版

第1期
みやこ町
地域福祉総合計画

令和6年3月

みやこ町

みやこ町社会福祉協議会

地域福祉総合計画とは

地域福祉総合計画は、みやこ町における福祉のまちづくりを進めるため、福祉に関する10計画を一体的に定めた計画です。盛り込まれている計画は以下のとおりです。

みやこ町地域福祉計画

誰一人取り残さずともに生きる社会、「地域共生社会」の実現に向けた、支え合いの地域づくりや課題を解決するための総合的な支援体制の構築などの取り組みを定めた計画です。

みやこ町地域福祉活動計画

社会福祉協議会が策定する計画で、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

みやこ町高齢者福祉計画

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域をつくるため、健康づくりや生きがいづくり、支援体制の構築など的高齢者福祉事業を推進していくための計画です。

みやこ町介護保険事業計画

介護保険事業を運営するための計画で、介護保険サービスの見込みや介護保険料などを見込みます。

みやこ町障がい者計画

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者施策の基本的な方向性について定める計画です。

みやこ町障がい福祉計画

18歳以上の障がいのある人が日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービス量の見込みなどを定める計画です。

みやこ町障がい児福祉計画

18歳未満の障がいのある子どもが日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービス量の見込みなどを定める計画です。

みやこ町自殺対策計画

国の定める自殺総合対策大綱の基本理念に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に必要な方策を明らかにする計画です。

みやこ町成年後見制度利用促進基本計画

様々な理由により判断能力が十分でない人の権利を守るために、成年後見制度の利用促進を定める計画です。

みやこ町再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人が、課題を抱えて再び罪を犯すことの無いよう、また、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けられることができる環境を整えていくための計画です。

計画の期間

地域福祉総合計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。ただし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、3年ごとに見直しを行うことが定められているため、計画の期間は令和6年度から令和8年度までです。なお、それ以外の計画の部分についても、進捗状況や社会情勢に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域福祉総合計画	第1期計画期間					
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第3期計画期間					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第9期計画期間			第10期計画期間		
障がい者計画	第3期計画期間					
障がい福祉計画	第7期計画期間			第8期計画期間		
障がい児福祉計画	第3期計画期間			第4期計画期間		
自殺対策計画	第2期計画期間					
成年後見制度利用 促進基本計画	第2期計画期間					
再犯防止推進計画	第1期計画期間					

計画の基本理念

基本理念は、地域福祉総合計画の取り組みを進めるうえで、足並みをそろえ、連携して取り組んでいくための分野共通の考え方です。みやこ町では、誰もがつながりを持ち、ときに支え、ときには支えてもらう関係のなかでともに暮らす「地域共生社会」の実現に向けて、基本理念を以下のように設定します。

手と手をつなぎ

誰もが元気で安心して暮らしていくための

福祉のまちづくり

横断目標

みやこ町においては、今後誰もが日常的に無理のない範囲での地域でつながりを持ち、困ったときには自ら相談したり、誰かが気づいたりすることで、支援へとスムーズにつながるような体制である、「包括的支援体制」を構築していくことが重要であることから、「包括的な支援体制の構築」を地域福祉総合計画の横断目標として設定し、計画全体で取り組みを進めていくこととします。

包括的な支援体制の構築



計画の体系

地域福祉総合計画の取り組みは、基本理念と横断目標のもとで3つの基本目標に分類し取り組んでいくこととします。

手と手をつなぎ 誰もが元気で安心して暮らしていくための
福祉のまちづくり

横断目標：包括的な支援体制の構築

基本目標1
共生の心を持った人
支え合う地域

基本目標2
安全な環境
安心できるつながり

基本目標3
安定したサービス
分野を超えた連携

基本目標 1 共生の心を持った人 支え合う地域

地域共生社会の実現に向けては、地域を構成している住民一人ひとりが、自らの健康を気かけたり、地域内の課題を自分のこととして考える意識、そして隣近所や地域の中で、ときには支え、ときには支えてもらうという気持ち、共生の心を持って「お互い様」の関係をつくるのが基礎となります。そのために、福祉意識の醸成や健康管理に関する啓発、地域の中で世代を超えて交流し、活躍できる場づくり、地域活動の支援を進めます。

施策の展開
(1) 情報提供の充実
(2) 福祉意識の向上と福祉教育の推進
(3) 健康づくりの推進
(4) 交流の場と活躍の機会・生きがいづくり
(5) 担い手育成・活動支援

こんなことに取り組んでみよう！

- 日ごろから地域で情報交換をしましょう。
- 年齢や障がいの有無に関わらず、様々な人と関わりを持ち、地域福祉について考えてみましょう。
- 自らの健康を気かけ、検(健)診を積極的に受けましょう。
- 得意なことやできることを活かして、地域活動や交流の場の活性化につなげましょう。

基本目標 2 安全な環境 安心できるつながり

災害への備えを充実させるとともに、住民が犯罪に巻き込まれないための啓発と支援を行います。また、DV・暴力を受けた際の迅速な対応や未然防止、成年後見制度の利用促進に関する取り組みや生活困窮者支援を推進し、地域の誰もが安全で安心な暮らしを送ることができる環境と関係をつくります。

施策の展開
(1) 災害時や緊急時の支援の充実
(2) 防犯・交通安全対策の推進
(3) 人にやさしい生活環境の整備
(4) こころの健康づくりの推進
(5) 権利擁護施策の推進
(6) 成年後見制度等の利用促進
(7) 再犯防止の推進

こんなことに取り組んでみよう！

- 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
- 学校や警察などと連携し、地域での防犯活動や交通安全対策を進めましょう。
- 地域での清掃活動など、誰もが住みよい環境づくりを推進しましょう。

こころの健康づくりの推進（みやこ町自殺対策計画）

自殺につながるような異変にいち早く気づき、支援につながるよう、日ごろから地域での見守りの推進や、相談・生活支援を充実させます。

こんなことに取り組んでみよう！

- つらいと感じたり、行き詰った気持ちになったときには、一人で抱え込まず、専門の窓口などに相談しましょう。

成年後見制度等の利用促進（みやこ町成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の利用促進に向け、制度の内容や利用方法について周知を行うとともに、中核機関「行橋・京都成年後見センターおれんじ」を中心とした利用支援に向けた体制を整えます。

こんなことに取り組んでみよう！

- 成年後見制度について理解を深め、家族や周りの人と利用について考えてみましょう。

再犯防止の推進（みやこ町再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人が、地域において適切な支援を受けながら生活ができるよう、関係機関との情報共有や連携した支援を推進します。また、再犯防止の取り組みに関する周知を進めます。

こんなことに取り組んでみよう！

- 再犯防止や更生保護の取り組みについて理解を深めましょう。

基本目標3 安定したサービス 分野を超えた連携

家庭や地域の力で解決できない課題を抱えている場合、適切な福祉サービスや支援を受けることができるよう、多職種・異分野、関係機関との幅広い連携体制づくりやネットワーク化を進めます。困りごとを抱えた人から、家庭、地域、学校、団体、関係機関が重層的につながりあい、不安や困りごとに合わせて柔軟に対応できる体制を構築することで、住み慣れた地域で適切な支援を受けながら、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の展開

- | |
|-------------------------|
| (1) 誰一人取り残さない支援の充実 |
| (2) 相談支援体制の充実とネットワークづくり |
| (3) 専門的な人材の育成 |
| (4) 高齢者福祉サービスの維持・充実 |
| (5) 障がい福祉サービスの維持・充実 |

こんなことに取り組んでみよう！

- 困ったときや情報が欲しいときには、進んで相談窓口を利用しましょう。
- 身近な相談先として、地域の民生委員・児童委員を把握しましょう。
- 福祉に関心を持ち、正しい知識を持って地域で活動できるよう、研修や講座に参加しましょう。
- 福祉サービスを適切に利用しましょう。

介護保険事業費の算定

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、50%を国・県・町による公費、残りの50%を第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）から徴収した保険料でまかなわれています。第9期（令和6年度～令和8年度）の第1号被保険者の基準月額は以下のとおりです。

第9期介護保険 基準保険料

5,800円/月

段階	住民税		対象者	基準に対する割合	月額（円）	
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	0.455	2,639	
第2段階			課税年金収入と合計所得金額の合計			80万円以下
第3段階				120万円以下	0.685	3,973
第4段階				120万円超え	0.69	4,002
第5段階			課税	課税	80万円以下	0.9
第6段階	合計所得金額	80万円超え			1.0	5,800
第7段階		120万円未満			1.2	6,960
第8段階		120万円以上 210万円未満			1.3	7,540
第9段階		210万円以上 320万円未満			1.5	8,700
第10段階		320万円以上 420万円未満			1.7	9,860
第11段階		420万円以上 520万円未満			1.9	11,020
第12段階		520万円以上 620万円未満			2.1	12,180
第13段階	620万円以上 720万円未満	2.3	13,340			
			720万円以上	2.4	13,920	

障がい福祉計画・障がい児福祉計画における成果目標

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、計画期間が終了する令和8年度末の目標として、成果目標が設定されています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設等に入所している障がいのある人について、グループホームでの生活やひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域で安心して生活を継続できるよう、病床からの早期退院や地域での生活の継続を支援します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、「地域生活支援拠点」の設置と機能の充実に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人が一般の企業で働くことができるよう、福祉的就労から一般就労への移行や就労の継続を支援します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

医療的ケアが必要な子どもを含む障がいのある子どもが、ライフステージに応じて適切な支援を受けることができるよう、支援体制を整備します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

悩みや課題を抱える障がいのある人やその家族が、適切な支援へとつながるよう、「基幹相談支援センター」の設置に向けて取り組みます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がいのある人が、支援を必要とした際に適切に福祉サービスを受けることができるよう、サービスの提供状況や情報について共有を行い、適切なサービスの提供に努めます。

第1期みやこ町地域福祉総合計画（概要版）

発行 令和6年3月

みやこ町

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

TEL 0930-32-2511

FAX 0930-32-4563

みやこ町社会福祉協議会

〒824-0217

福岡県京都郡みやこ町犀川古川50番地

TEL 0930-42-1000

FAX 0930-42-1719